

令和4年度埼玉県がん対策推進協議会 次第

日 時：令和4年10月20日（木）
午後3時30分から5時まで
場 所：オンライン開催

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 第3期埼玉県がん対策推進計画の取組状況
- (2) 令和3年度埼玉県がん対策推進協議会意見の対応状況
- (3) がん教育外部講師の育成・若年がん患者の終末期医療支援
- (4) 令和3年度就労等部会などの対応
- (5) がん診療連携拠点病院等の整備
- (6) 第4期計画の策定スケジュール
- (7) 埼玉県がん対策推進協議会設置要綱の改正について

4 閉 会

【配布資料】

- 次第
- 出席者名簿
- 埼玉県がん対策推進協議会設置要綱・委員名簿
- 【資料1】第3期埼玉県がん対策推進計画の取組状況
- 【資料2】令和3年度埼玉県がん対策推進協議会意見の対応状況
- 【資料3】がん教育外部講師の育成・若年がん患者の終末期医療支援
- 【資料4】令和3年度就労等部会などの対応
- 【資料5】がん診療連携拠点病院等の整備
- 【資料6】第4期埼玉県がん対策推進計画 策定スケジュール
- 【資料7-1】埼玉県がん対策推進協議会設置要綱の改正について
- 【資料7-2】埼玉県がん対策推進協議会設置要綱（案）
- 【資料7-3】埼玉県がん対策推進協議会設置要綱 新旧対照表
- （参考資料）サニタリーボックス関連通知、がんサポートハンドブック

埼玉県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項に規定する埼玉県のがん対策の推進に関する計画「埼玉県がん対策推進計画」（以下「計画」という。）の推進等に当たり、必要な事項を検討するため「埼玉県がん対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置するものである。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗、評価に関すること。
- (4) その他、総合的ながん対策の推進について意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、がん患者及び家族又は遺族を代表する者、県民を代表する者、保健医療福祉関係者、経営者団体を代表する者並びに学識経験のある者のうちから保健医療部長が選任する。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。

3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

(会議)

第5条 協議会は、会長と協議の上、保健医療部長が招集する。

2 会長が、議長となる。

3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員に議長を委任することができる。

(部会の設置)

第6条 協議会に次の部会を置く。

(1) がん教育

(2) がん患者の就労等

(3) その他必要と認める部会

2 部会の委員は、会長と協議の上、委員の中から保健医療部長が選任する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の中から互選する。

- 4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- 5 部会長及び保健医療部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務担当)

第7条 協議会の庶務は、保健医療部疾病対策課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

埼玉県がん対策推進協議会 委員名簿(R4.8.1現在)

任期: 令和5年9月30日まで

	所 属	役 職	氏名(敬称略)
1	一般社団法人埼玉県医師会	副会長	丸木 雄一
2	一般社団法人埼玉県医師会	常任理事	登坂 英明
3	埼玉県立がんセンター	病院長	影山 幸雄
4	埼玉県立小児医療センター	血液・腫瘍科 科長(兼)部長	康 勝好
5	埼玉医科大学国際医療センター	腫瘍内科・消化器 腫瘍科診療部長 ・教授	濱口 哲弥
6	公益社団法人埼玉県看護協会	会 長	松田久美子
7	埼玉医科大学医学部	教 授	柴崎 智美
8	埼玉県公的病院協議会	会 長	伊藤 博
9	国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所 国際政策研究部	部 長	松田 智大

	所 属	役 職	氏名(敬称略)
10	一般社団法人埼玉県経営者協会	専務理事	廣澤 健一
11	一般社団法人埼玉県歯科医師会	理 事	出浦 恵子
12	一般社団法人埼玉県薬剤師会	常務理事	池田里江子
13	公募委員		大澤 正則
14	公募委員		栗原 和江
15	公募委員		民谷 久雄
16	さいたま市(保健福祉局保健部)	健康増進課長	浅野 昌則
17	埼玉県町村会	越生町 健康福祉課長	今井 晴美

埼玉県がん対策推進協議会 がん教育部会委員名簿(R4.8.1現在)

	所 属	役 職	氏 名(敬称略)	備考
1	公益社団法人埼玉県看護協会	会 長	松田 久美子	協議会委員
2	埼玉医科大学医学部	教授	柴崎 智美	協議会委員
3	埼玉県がん対策推進協議会	公募委員	栗原 和江	協議会委員
4	埼玉県がん対策推進協議会	公募委員	大澤 正則	協議会委員
5	埼玉医科大学総合医療センター	緩和医療科 教授	儀賀 理暁	外部識者 (がん教育講師)
6	医療法人財団健和会 みさと健和病院	消化器内科 副部長・ 内科 医長	松本 篤	外部識者 (がん教育講師)
7	アフラック生命保険株式会社	支社次長	田名網 知之	外部識者 (協定企業)

埼玉県がん対策推進協議会 がん患者の就労等部会委員名簿(R4.8.1現在)

	所 属	役 職	氏 名(敬称略)	備考
1	埼玉医科大学国際医療センター 消化器病センター	腫瘍内科・消化器腫 瘍科診療部長・教授	濱口 哲弥	協議会委員
2	(一社)埼玉県経営者協会	専務理事	廣澤 健一	協議会委員
3	埼玉県がん対策推進協議会	公募委員	民谷 久雄	協議会委員
4	埼玉県社会保険労務士会	副会長	山崎 操	外部識者
5	(一社)埼玉県法人会連合会	専務理事	並木 孝行	外部識者 (協定企業)
6	埼玉労働局職業安定部職業安定課	職業紹介係長	森 宏太郎	外部識者
7	埼玉産業保健総合支援センター	労働衛生専門職	滝田 信行	外部識者
8	埼玉県立がんセンター 相談支援センター	技師	山本 美憂	外部識者

第3期埼玉県がん対策推進計画の取組状況

全体目標	具体的な取組	個別目標	計画策定時	最新値	目標値(目標年度)	令和3年度の主な取組等																																																										
科学的根拠に基づいたがん予防・防がん検診の充実	1 がん予防	予防対策の推進(生活習慣の改善)	成人の喫煙率の減少(%) ※国民健康・栄養調査(3年毎)	19.1 (平成27年)	14.4 (令和元年)	12% (令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページで厚生労働省のたばこ健康に関する情報ページ及び禁煙外来を行っている医療機関の情報ページを紹介した。また、保健所において禁煙相談や禁煙外来を行っている医療機関の情報を提供した。 令和2年4月に改正健康増進法が、令和3年4月に埼玉県受動喫煙防止条例が施行された。生活衛生同業組合や協会けんぽ、商工会議所等を通じて法・条例の周知啓発を実施したほか、飲食店に対し個別訪問等により周知啓発を行う委託事業を実施し、対応を求めた。 喫煙が主な原因であるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)のチラシを作成し、市町村・保健所等を通じて配布した。 																																																									
		がん検診の受診率及び質の向上	がん検診受診率(%) ※国民生活基礎調査(3年毎) ※胃がん検診の【】括弧内及び子宮頸がん検診、乳がん検診は2年に1回の受診率を記載。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">平成28年</th> <th colspan="2">令和元年度</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん</td> <td>42.4</td> <td>32.6</td> <td>46.4 [52.2]</td> <td>35.6 [43.8]</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>48.0</td> <td>38.7</td> <td>51.1</td> <td>43.7</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>42.8</td> <td>38.5</td> <td>47.4</td> <td>40.9</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん※</td> <td>—</td> <td>30.3</td> <td>—</td> <td>40.6</td> </tr> <tr> <td>乳がん※</td> <td>—</td> <td>35.1</td> <td>—</td> <td>46.0</td> </tr> </tbody> </table>	種別	平成28年		令和元年度		男性	女性	男性	女性	胃がん	42.4	32.6	46.4 [52.2]	35.6 [43.8]	肺がん	48.0	38.7	51.1	43.7	大腸がん	42.8	38.5	47.4	40.9	子宮頸がん※	—	30.3	—	40.6	乳がん※	—	35.1	—	46.0	50% (令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> 職場での受診が多い現状を鑑み、従業員の受診者数が前年度より増加させた事業所に対し補助金を交付する事業を実施した。 令和3年度は補助対象事業者が多く加入している協会けんぽの「検診のお知らせ」に案内チラシを同封するなど、事業の周知を徹底し、事業参加をお願いした。 <p>【がん検診受診率向上事業の実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加組合数(組合)</th> <th>検診実施件数(件)</th> <th>増加件数(件)</th> <th>補助金対額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>11</td> <td>295</td> <td>1,334</td> <td>2,450</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4</td> <td>387</td> <td>1,961</td> <td>3,212</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2</td> <td>1,104</td> <td>4,189</td> <td>8,198</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>1,786</td> <td>7,484</td> <td>13,860</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村のがん検診受診率向上に向けた取組等評価し、評価上位10自治体に国民健康保健給付費等交付金を交付し、市町村の取組を支援した。 彩の国だよりの県政記事として掲載したり、9月の「がん征圧月間」の中で県庁に懸垂幕を掲出したり、テレビ、NACK5などでがん検診の受診を呼びかけた。 また、新型コロナウイルス感染症による受診控えを防ぐために、埼玉県公式SNSを活用して積極的に広報を行った。 		参加組合数(組合)	検診実施件数(件)	増加件数(件)	補助金対額(万円)	令和元年度	11	295	1,334	2,450	令和2年度	4	387	1,961	3,212	令和3年度	2	1,104	4,189	8,198	計	17	1,786	7,484
	種別	平成28年		令和元年度																																																												
		男性	女性	男性	女性																																																											
	胃がん	42.4	32.6	46.4 [52.2]	35.6 [43.8]																																																											
	肺がん	48.0	38.7	51.1	43.7																																																											
	大腸がん	42.8	38.5	47.4	40.9																																																											
	子宮頸がん※	—	30.3	—	40.6																																																											
	乳がん※	—	35.1	—	46.0																																																											
		参加組合数(組合)	検診実施件数(件)	増加件数(件)	補助金対額(万円)																																																											
令和元年度	11	295	1,334	2,450																																																												
令和2年度	4	387	1,961	3,212																																																												
令和3年度	2	1,104	4,189	8,198																																																												
計	17	1,786	7,484	13,860																																																												
精密検査受診率(%) ※埼玉県がん検診結果統一集計(毎年)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平成28年</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん</td> <td>81.4</td> <td>90 (50-74歳)</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>80.6</td> <td>84.3 (40-74歳)</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>67.1</td> <td>69.8 (40-74歳)</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>69.2</td> <td>71.6 (20-74歳)</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>85.0</td> <td>89.2 (40-74歳)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	平成28年	令和元年度	胃がん	81.4	90 (50-74歳)	肺がん	80.6	84.3 (40-74歳)	大腸がん	67.1	69.8 (40-74歳)	子宮頸がん	69.2	71.6 (20-74歳)	乳がん	85.0	89.2 (40-74歳)	90% (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> 検診の質を担保するため、生活習慣病検診管理指導協議会において、専門的な見地から助言をいただいた。 市町村が実施するがん検診において、その結果を収集し、分析等を行った(がん検診結果統一集計)。 その結果を踏まえ、市町村がん検診担当者会議を開催し、協議会からの助言内容や結果分析から見える傾向、効果的な取組等をフィードバックしている。 																																											
種別	平成28年	令和元年度																																																														
胃がん	81.4	90 (50-74歳)																																																														
肺がん	80.6	84.3 (40-74歳)																																																														
大腸がん	67.1	69.8 (40-74歳)																																																														
子宮頸がん	69.2	71.6 (20-74歳)																																																														
乳がん	85.0	89.2 (40-74歳)																																																														
がん検診受診推進サポーター・がん検診県民サポーター 養成者数(人)	15,000 (平成29年9月)	21,794 (令和4年9月)	27,000人 (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や企業でサポーター養成研修を実施した。 県主催でオンラインによるサポーター養成研修を実施した。 国民健康保険保険給付費等交付金事業でサポーター養成実績を評価項目とした。 																																																												
女性のためのがん対策の推進	【再掲】がん検診受診率(%) ※国民生活基礎調査(3年毎) ※胃がん検診の【】括弧内及び子宮頸がん検診、乳がん検診は2年に1回の受診率を記載。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平成28年</th> <th>令和元年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>30.3</td> <td>40.6</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>35.1</td> <td>46.0</td> </tr> </tbody> </table>	種別	平成28年	令和元年	子宮頸がん	30.3	40.6	乳がん	35.1	46.0	50% (令和4年度)	※再掲のため記載省略。																																																			
種別	平成28年	令和元年																																																														
子宮頸がん	30.3	40.6																																																														
乳がん	35.1	46.0																																																														
感染に起因するがんへの予防対策	肝炎医療研修会受講修了者数(人)	1,636 (平成28年度)	2,268 (令和3年度)	2,600人 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> 医師会・学会等を通じ研修会の受講を働き掛けた。 																																																											

全体目標	具体的な取組	個別目標	計画策定時	最新値	目標値(目標年度)	令和3年度の主な取組等		
適切な医療を受けられる体制を充実させる	2 がん医療の充実	がん医療の充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成	拠点病院のがん治療専門医を増やす		数値目標なし	<ul style="list-style-type: none"> がん治療専門医にとって働き甲斐のある、より専門性の高い病院を整備し、がん治療専門医の県内病院への誘導を図っていく。 がん診療連携拠点病院を14病院整備した。 		
		小児がん・AYA世代のがんへの対策の充実	小児がん拠点病院の整備・充実を図る		数値目標なし	<ul style="list-style-type: none"> 教育局は、県立高校に通う生徒に対して「埼玉県立高校生入院時学習支援事業」を行っている。 埼玉県立小児医療センターに入院中の高校生に対しては、在籍校から教員(非常勤講師)を派遣し、埼玉県立小児医療センターに併設されているけやき特別支援学校の支援のもと授業を行っている。 埼玉県立小児医療センター以外の病院に入院中の高校生に対しては、令和3年度から在籍校の同時双方向授業による学習支援を行っている。 入院中高校生の学習支援の必要性について私立学校の理解を得ることを目的として、令和3年度に当該主催で私立学校教職員等を対象としたオンライン研修会を開催した。 研修会の録画DVDを県内の全ての私立高校に送付した。 		
			小児がん医療連携体制を構築する		数値目標なし			
	がん登録の推進	がん登録の精度基準 ※策定時:地域がん登録平成25年罹患集計 ※最新値:平成30年全国がん登録罹患数・率報告 ※DCN割合は平成28年から使用されなくなったため、平成30年度はDCI割合となっている。	DCO割合	14.10%	1.80%	5%未満 (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> がん登録等の推進に関する法律が施行され、全ての病院と指定された診療所で、がんを診察した際に届出を行うことが義務づけられた。 届出票の精度向上を図るため、全国がん登録実務者研修会を開催した。 届け出漏れがないか把握するため選り調査を実施した。 がん検診事業等担当者会議において、がん登録データのがん検診精度管理への利用について周知を図った。 	
			DCN割合	21.80%	3.50%	10%未満 (令和5年度)		
MI比	0.45		0.37	0.5以下 (令和5年度)				
がん登録情報の利活用		—	0 (令和2年度)	全市町村 (令和5年度)				
がんになってからも自分らしく生きることのできる地域の共生社会を実現する	3 がんとの共生	がんと診断された時からの緩和ケアの推進	がん診療に携わる9割以上の医師が緩和ケア研修を修了している拠点病院(病院)	6	6 (令和3年9月末)	すべての拠点病院 (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> 把握できた研修会の回数及び修了者数は以下のとおり。 令和3年度(21回開催、354人修了) 令和4年度(8回開催、132人修了) ※令和4年度は、4月から9月までの実績。 	
		情報提供・相談支援の充実	地域統括相談支援センターの設置数(か所)		0	0 (令和3年度)	1か所 (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> 県では、月2回、平日の夜間に「がんワンストップ相談会」を実施した。 新型コロナウイルスの影響により、対面形式を避け、令和2年6月からは電話形式にて実施している。 相談会実績: 令和3年度 相談回数28回、相談件数36件
			がん文庫の設置(か所)		0	0 (令和3年度)	すべての拠点病院 (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> がん情報コーナーが常設されている県立久喜図書館と連携を強化し、がんに関する正しく、正確な情報の入手方法やその理解促進を図っていく。 国立がん研究センターのがん情報サービスの利用も推進していく。
			ピアサポーターによる対応可能な相談支援センター(か所) (がん診療連携拠点病院)		2	2 (令和3年度)	すべての拠点病院 (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により、ピアサポーター活動は休止中である。 再開時期や活動方法(オンラインを含めて)については引き続き検討していく。 令和4年度からピアサポーター養成研修を再開する予定。
		がん患者の在宅医療の推進	訪問診療を実施する医療機関数(か所) (在宅時医学総合指導管理料等の届出医療機関数)	766 (平成28年度)	884 (令和3年度)	1,075か所 (令和5年度)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療を担う医師の養成研修を実施した。 都市医師会によるがん拠点病院等と地域の医療機関との連携体制構築及び適切に在宅緩和ケアを提供できる医療・ケア従事者の育成を支援した。 	
		がんの教育と普及啓発	【再掲】がん検診受診推進サポーター・ がん検診県民サポーター 養成者数(人)	15,000 (平成29年9月)	21,794 (令和4年9月)	27,000人 (令和5年度)	※再掲のため記載省略。	
		働く世代へのがん対策の充実	社会保険労務士等の就労等に関する専門家の相談対応が可能な相談支援センター(か所)	6 (平成29年9月1日)	9 (令和3年9月1日)	すべての拠点病院 (令和5年度)	埼玉県労働局がハローワーク職員を派遣し相談支援センターでの出張相談会を実施している。	

No.	委員名	意見内容	対応状況
1	安藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● がん検診受診率向上に向けて取組を強化すること 	<ul style="list-style-type: none"> • 令和元年度から3年度まで、40歳代のがん検診受診者を増やすため、各事業者の従業員に対するがん検診の受診勧奨を促進し、がん検診受診率の向上を目指す事業を実施した。 • 3年間で1,786事業所に参加いただき、がん検診受診件数を7,484件増加させることができた。
2	安藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期計画にヒトパピローマウイルスに起因する子宮頸がんの予防対策を加えること(HPVワクチンの勧奨) 	<ul style="list-style-type: none"> • HPVワクチンについては、令和3年11月26日付け厚生労働省健康局長通知により、個別勧奨を再開する旨を関係機関へ周知した。 • 令和4年3月18日付け厚生労働省健康局健康課長通知により、令和4年4月1日以降、市町村はキャッチアップ接種を開始している。 • 県は、医療機関や市町村と連携し、HPVワクチンに係る定期接種を適切に実施するための体制整備に努めている。 • 接種対象者には、HPVワクチンの有効性・安全性(ベネフィットとリスク)等について十分に説明するよう引き続き周知していく。
3	安藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 社労士の相談対応を行っている拠点病院数という数だけでなく、有効な体制が構築されているかどうかを指標とすること 	<ul style="list-style-type: none"> • 指標を変更するかも含めて、国の動向を踏まえた上で、次期計画策定時に検討していく。
4	松田智大委員	<ul style="list-style-type: none"> ● がん文庫をWEB上に公開することを提案する 	<ul style="list-style-type: none"> • がん情報コーナーが常設されている県立久喜図書館と連携を強化し、がんに関する正しく、正確な情報の入手方法やその理解促進を図っていく。 • 国立がん研究センターのがん情報サービスの利用も推進していく。
5	松田智大委員	<ul style="list-style-type: none"> ● ピアサポーターの相談体制を、24時間、オンラインを追加することを提案する 	<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルスの影響により、ピアサポーター活動は休止中である。 • 再開時期や活動方法(オンラインを含めて)については引き続き検討していく。 • 令和4年度からピアサポーター養成研修を再開する予定。

No.	委員名	意見内容	対応状況
6	康委員	<ul style="list-style-type: none"> 造血幹細胞移植後のワクチン接種について、各市町村の補助体制の整備を要望すること 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金交付要綱」を策定し、令和3年度から市町村への補助を開始した。 当該事業を実施している市町は、令和3年4月時点の15市町から令和4年8月時点では29市町へ増加した。 検討中の市町村へ積極的に情報提供を行い、より多くの市町村で実施していただけるよう促していく。
7	大澤委員 民谷委員	<ul style="list-style-type: none"> 学校におけるがん教育を推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> がん教育推進事業(出前講座)実績 (R3)8校・641人(R4)3校・171人※R4.9末時点 平成25年度以降:93校、16,925人 ※外部講師派遣事業も含む 出前講座の申込数は年々増加しているため、申し込まれたすべての学校で実施できるよう検討を進めていく。
8	大澤委員	<ul style="list-style-type: none"> 担当医から精密検査受診の強い働きかけを推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> 検診機関の医師から直接検診結果を返却している市町村では、医師から直接精密検査の受診勧奨をすることで、精検受診率が向上している好事例がある。 県では、市町村がん検診事業等担当者会議を開催し、効果的な取組等をフィードバックし、精検受診率向上に努めている。
9	廣澤委員 大澤委員 栗原委員	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「がん対策推進企業アクション」を広報すること 埼玉労働局から各経済団体に対して広報してもらうことを提案する 	<ul style="list-style-type: none"> 「がん対策推進企業アクション」を推進するため、協会けんぽ等を通じて広報を行っていく。 埼玉労働局の管轄する労働基準監督署などに啓発チラシの配架を依頼していく。
10	松田久美子 委員	<ul style="list-style-type: none"> がんワンストップ相談の周知、利用を推進すること 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、28人、計36件の相談を行った。 さらなる利用を推進するため、令和3年度は、県内の病院等626か所にチラシ・ポスターを郵送し、県広報紙、27市町広報紙で広報を行った。また、さいたま新都心駅大型映像装置に広告動画を掲載した。

○がん教育外部講師の育成

【現状】

- 若い世代へのがんの正しい知識や検診の重要性を学ぶ機会をつくるため、がんをテーマとしたがん教育推進事業(出前講座)を実施
- がん教育を推進するため、外部講師として県に登録する制度を整備
- 出前講座は、今後生徒たちにごん教育を行っていく外部講師の研修の場としても活用

※登録講師等:26人と1団体(R4.9月末現在)

※現在、がん診療連携拠点病院14のうち、
4病院の医師等が県の登録外部講師としてがん教育を実施

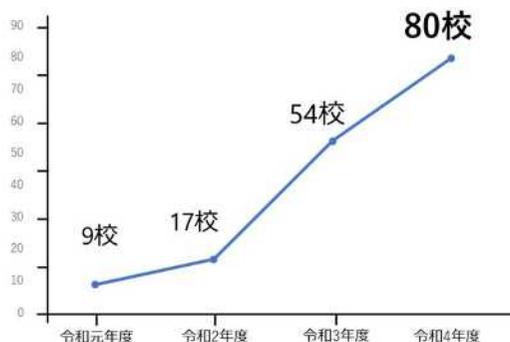
【外部講師を活用したがん教育の実施状況】

- 93校 16,925人(H25年度以降の累計)
- ※出前講座及び外部講師派遣事業の合計数

【課題】

- 外部講師の派遣要望は年々増加しており、講師不足が懸念される。
- 外部講師の登録数を増やしていくとともに、がん教育に関する講師の質の向上も図る必要がある。

がん教育外部講師派遣要望数の推移



【今後の考え方】

- がん診療連携拠点病院の整備指針でがん教育の推進が定められていることを踏まえ、がん診療連携拠点病院に対して、がん教育の外部講師として登録していただくよう依頼していく。
- 既存の出前講座は、がん教育に関する講師の育成と質の向上を図るため、外部講師の研修の場として活用していく。

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 抜粋(5(3)情報提供・普及啓発)

がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にごん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。

県の登録外部講師の要件

- ①対象:医師や看護師などの医療従事者及びがん経験者
- ②条件:埼玉県がん教育外部指導者研修会又は、埼玉県がん教育指導者研修会の修了 且つがん教育出前講座の見学又は、がん教育授業研究会の参加

○若年がん患者の終末期医療支援

令和4年2月予算特別委員会(R4.3.17)の中屋敷 慎一議員の質問に対する知事答弁【答弁概要】

- 早世するAYA世代に対する最後の時間を御家族と一緒に過ごしたいという思いは大事にするべきと考える。
- 在宅緩和ケア研修などを推進し、在宅で安らかに最期を迎えることができるよう県内全域で在宅終末期医療の体制の整備とともに、市町村と意見交換を行いながら理解の促進に努めていく。

【県の対応】

- 在宅緩和ケア研修の充実を含め、若年がん患者の在宅終末期医療の体制の整備を検討する。
- 全国的な問題でもあるため、制度の創設を国に要望していく。

○令和3年度就労等部会(R4.2.10開催)

- びっくり離職対策 患者等への情報提供、経営者対象の講演等を実施していく。
- がん強化月間 県議会からの治療と仕事の両立支援を強化するため強化月間創設の提案に対して、がん征圧月間等の既存の強化月間を活用していく旨を確認した。
- がんワンストップ相談 相談方法に対面やオンラインを加えることを検討していく。新型コロナ影響を踏まえ、当面は電話で良いとの意見あり。
- がん検診受診促進宣言 登録数が少ないという課題に対して、登録方法の簡素化と、広報を強化していく。

○民間企業と連携したがん検診受診勧奨

- 平成21年からがん啓発及びがん検診の受診率を向上させるため、民間企業と連携した取り組みを実施、現在34の民間企業、団体と連携協定を締結

【課題】

- 制度開始から10年以上経過、また新型コロナの影響もあり、連携した取り組みが実施できていない現状がある。

【方向性】

- 民間企業等との連携方法の見直しを図っていく。

○サニタリーボックスの設置促進

令和4年2月定例会(R4.2.25) 西山 淳次議員の質問に対する知事答弁

【答弁概要】

- 個室のうち少なくとも一か所はサニタリーボックスが設置できるよう取り組んでいく。
- 「サニタリーボックスあります」といった表示についても検討する。
- 様々な立場からの意見を聞き、市町村や特定建築物の所有者などに働き掛けを行っていく。

【県の対応】

- 県有施設にサニタリーボックスを設置した。
- サニタリーボックスが設置されている個室の扉等にその旨を表示した。
- 市町村や特定建築物の所有者等にサニタリーボックス設置に向け検討するようお願いする文書を通じた。

○治療と仕事の両立支援

令和4年9月定例会(R4.9.29) 萩原 一寿議員の質問に対する部長答弁

【答弁概要】

- 今後は、対面相談の再開やオンライン相談を加えるなど、患者が相談しやすい自分に合った方法を選択できるように速やかに検討し実施していく。
- 県作成の「埼玉県がんサポートハンドブック(地域の療養情報)」について、がん診療を行う医療機関と連携し、紙での情報提供が必要な患者には、県や医療機関が印刷して対応するなど取り組んでいく。
- ウィッグ等の助成の在り方は、患者団体等の意見を聞きながら引き続き検討していくが、まずは県内14のがん診療連携拠点病院にアピアランスケアの相談機能を定着させ適切な支援ができるよう取組を進めていく。

【今後の方向性】

- がんワンストップ相談については、速やかに、現在の相談方法である「電話」に、新たに「オンライン」を加える。また、対面相談については、再開時期の検討を進める。
- 「埼玉県がんサポートハンドブック(地域の療養情報)」に掲載されている県内の医療関連施設を県ホームページで分かりやすく掲載するとともに、がん診療連携拠点病院の相談部門スタッフなどの意見を聞き、現場の活用方法等に対応した資料に見直す。また、がん診療を行う医療機関に対し、サポートハンドブックの取扱い等について協力を依頼する。
- 相談体制の整備を図っていくため、令和3年度から、がん診療連携拠点病院等の相談支援部門のスタッフを中心にアピアランスケアについての知識と技術を習得していただく研修会を開催している。令和4年度も2回実施予定。

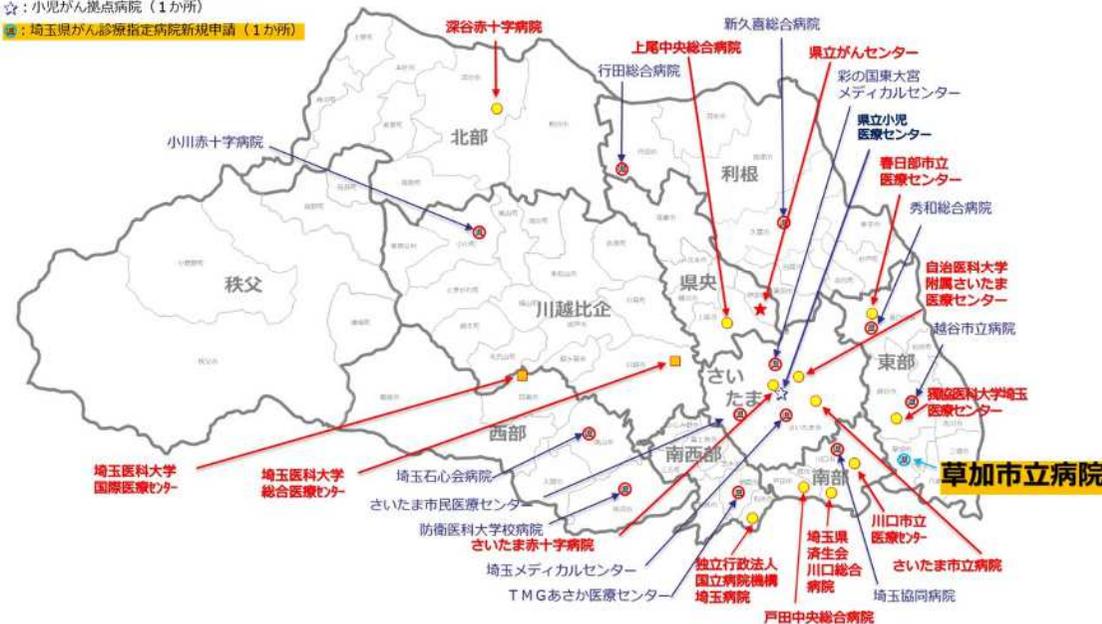


《県ホームページURL》
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/gansupporthandbook.html>

検索サイトで「埼玉県がんサポートハンドブック」と検索

- 令和4年8月、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針が改正
- 地域がん診療連携拠点病院(高度型)は発展的に解消【今後の予定】
- がん診療連携拠点病院(国指定)
⇒ 全14病院の更新審査を進める
- 埼玉県がん診療指定病院(県指定)
⇒ 「草加市立病院」の新規指定審査を予定

- ★：都道府県がん診療連携拠点病院(1か所)
- ：地域がん診療連携拠点病院[高度型](2か所)
- ：地域がん診療連携拠点病院(1か所)
- ②：埼玉県がん診療指定病院(12か所)
- ☆：小児がん拠点病院(1か所)
- ：埼玉県がん診療指定病院新規申請(1か所)



草加市立病院の概要		
医療圏	東部医療圏	
	《地域がん診療連携拠点病院》 獨協医科大学埼玉医療センター、春日部市立医療センター	
	《埼玉県がん診療指定病院》 越谷市立病院、秀和総合病院	
開設者	草加市長 浅井 昌志	
病床数	380床	
診療科	総合内科、血液内科、内分泌・代謝内科、膠原病内科、腎臓内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、小児科、外科、心臓血管外科、呼吸器外科、整形外科、眼科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、精神科、救急科、病理診断科、緩和ケア科	
がん診療の実績	院内がん登録数	1,078件(令和2年)
	悪性腫瘍の手術件数	601件(令和2年)
	薬物療法の患者数	2,776人(令和2年度)
	放射線照射実施件数	4,206件(令和2年度)
	緩和ケア病床	21床(令和4年6月時点)

【参考】

- 当該病院は先進医療や保険診療の施設基準を満たしていないにも関わらず、子宮がんに対する腹腔鏡下手術が実施され、保険診療として診療報酬請求が行われていたことが判明した。厚生局による監査の結果、令和3年9月に「戒告」処分となった。
- 医療安全体制の改善及び経済上の措置として、不正ないし不当請求分の自主返還を予定している。
- 草加保健所による医療法第25条第1項に基づく報告書を聴取し、現時点において医療安全に関する指摘事項はない旨を確認した。

第4期埼玉県がん対策推進計画 策定スケジュール

- ・ 現行計画の終期は、令和6年3月。
- ・ 次期計画は、令和5年度中に策定する必要がある。

	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
協議会 議 会				①協議会			②協議会				③協議会	行政報告	知事決裁
関係課		骨子・計画案作成	骨子・計画案とりまとめ		骨子・計画案校正	骨子・計画案とりまとめ ※①協議会の意見を踏まえて庁内、関係機関と調整		計画案修正 ※②協議会意見や県民コメント等を踏まえて庁内、関係機関と調整	計画案確認	とりまとめ			
事務局	現行計画進捗調査 要綱改正	骨子・計画案作成依頼	①協議会開催通知		骨子・計画案校正依頼	②協議会開催通知		県民コメント 関係機関意見照会	計画案確認依頼	県民コメントとりまとめ ③協議会開催通知	記者資料議会準備 公募委員募集 委員推薦依頼		新委員任命通知
その他	県議選		(役員改選) 歯科医師会 薬剤師会 看護協会	知事選		現要綱の委員任期	骨子完成						

計画策定

埼玉県がん対策推進協議会設置要綱の改正について

1 目 的

令和 5 年度は、次期計画となる第 4 期埼玉県がん対策推進計画を策定する。このため、同計画の策定に当たり、継続的な協議を行うことを目的とする。

2 改正内容

次の文を附則に追記する。

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 日から施行する。

令和 3 年 1 0 月 1 日改選の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

3 施行日

令和 4 年 1 0 月 日

埼玉県がん対策推進協議会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 12 条第 1 項に規定する埼玉県のがん対策の推進に関する計画「埼玉県がん対策推進計画」（以下「計画」という。）の推進等に当たり、必要な事項を検討するため「埼玉県がん対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置するものである。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）計画の推進に関すること。
- （3）計画の進捗、評価に関すること。
- （4）その他、総合的ながん対策の推進について意見を述べること。

（組織）

第 3 条 協議会の委員は、がん患者及び家族又は遺族を代表する者、県民を代表する者、保健医療福祉関係者、経営者団体を代表する者並びに学識経験のある者のうちから保健医療部長が選任する。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。

3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

（会議）

第 5 条 協議会は、会長と協議の上、保健医療部長が招集する。

2 会長が、議長となる。

3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員に議長を委任することができる。

（部会の設置）

第 6 条 協議会に次の部会を置く。

- （1）がん教育
- （2）がん患者の就労等
- （3）その他必要と認める部会

2 部会の委員は、会長と協議の上、委員の中から保健医療部長が選任する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員の中から互選する。

- 4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- 5 部会長及び保健医療部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務担当)

第7条 協議会の庶務は、保健医療部疾病対策課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月 日から施行する。
- 2 令和3年10月1日改選の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

埼玉県がん対策推進協議会設置要綱 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">埼玉県がん対策推進協議会設置要綱</p> <p><略></p> <p>(任 期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、2 年間とし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。</p> <p>3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。</p> <p><略></p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 1 1 月 2 0 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この要綱は、令和 4 年 1 0 月 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和 3 年 1 0 月 1 日改選の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">埼玉県がん対策推進協議会設置要綱</p> <p><略></p> <p>(任 期)</p> <p>第 4 条 委員の任期は、2 年間とし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。</p> <p>3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。</p> <p><略></p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 1 1 月 2 0 日から施行する。</p>